

令和4年7月13日

民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に関する会長声明

愛知県司法書士会

会長 細井久史

2022年5月18日、第208回通常国会において、民事訴訟手続等のIT化に関する民事訴訟法等の一部を改正する法律が成立し、今後4年にわたって段階的に施行されることになりました。

法律は、IT技術の発展に対応して、オンラインによる訴状等の提出、訴訟記録の電子化、ウェブ会議による口頭弁論期日や準備手続きを実現するもので、民事訴訟手続等が迅速化・効率化され、国民が充実した裁判をより利用しやすくするために必要な改正となっています。

オンラインによる訴えの提起については、弁護士・司法書士などの訴訟代理人は、オンラインの利用が義務化されましたが、国民の裁判を受ける権利を保障するため、訴訟代理人に委任しない当事者のオンラインの利用は任意とされています。しかしながら、IT機器の利用によって、民事訴訟手続を効率的に追行したり、郵送費用等を削減したりすることが可能であり、更にウェブ会議の利用は、裁判所に出頭することが困難な場合や時間を要する場合にも大変有効です。したがって、より多くの国民がIT機器を利用することで、迅速かつ充実した裁判を実現することが可能となりますが、これらのIT機器を保有していない者やその操作に習熟していない者、インターネットを利用していない者など、一部の国民にとっては、IT化により民事訴訟手続の利便性が却って減退し、司法アクセスに対する国民の格差がより一層拡大してしまうことにもなりかねません。

国民の利便性向上については、法案審議に際し、衆議院法務委員会、参議院法務委員会のいずれにおいても、その附帯決議において、本人サポート体制に関して、日本司法書士会連合会及び司法書士への強い期待が述べられています。愛知県会としてもこれらを重く受け止め、「国民の権利を擁護し、もつて自由かつ公正な社会の形成に寄与する」という司法書士の使命のもと、個々の司法書士が訴訟代理人としてオンライン裁判に関与し活躍できるよう、会員に対するバックアップ体制を整えるとともに、本人サポートにも積極的に取り組み、市民の裁判を受ける権利を保障できるよう尽力して参る所存です。